

3Dヘテロ集積アライアンス規約

略称：3DHI

第1章 総則

(名称)

第1条 本プロジェクトの名称を、「3Dヘテロ集積アライアンス」(略称3DHI)と称する。(以下、「本アライアンス」と称す)

(管理法人)

第2条 本アライアンスは株式会社GSS Consulting(以下、「GSSC」と称す)が管理法人となる。

(目的)

第3条 本アライアンスは、3Dヘテロ集積化デバイスの形成とそのプロセスをテーマに産官学連携の活動を行い、半導体関連企業に対する研究開発貢献・情報提供を行い、関心を持つ国内外の大学、官民研究組織、企業が連携して半導体産業に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本アライアンスは、年に最低4回イベント(研究会・勉強会等を含む)を開催し、3Dヘテロ集積化デバイスに関する内外に亘る最新技術動向、企業、研究機関の動きを紹介するとともに、参加組織相互の情報交換、意見交換を行う。

(活動期間)

第5条 本アライアンスの活動期間は、2024年は4月より同年12月までとし、以降は毎年1月から12月とし、期間内の活動については本アライアンス会員ならびに可能性のある組織の希望を聞きながら「運営理事会」で決定し、募集を行う。活動計画は本アライアンスで討議しながら決定する。

第2章 組織

(役員)

第6条 本アライアンスに次の役員を置く。
アライアンス代表(以下「代表」と称す)1人、理事長1人、理事複数人

(組織)

第7条 本アライアンスに運営理事会を置く。
-2 運営理事会は役員のうち代表、理事長、及び理事で構成される。
-3 事務局はGSSCがこれに当たり、事務局長は理事の一人が務める。
-4 運営理事会は原則毎月の頻度で開催する。

(選任等)

第8条 役員は本アライアンスに関係する大学研究機関等を代表する者とGSSCを代表する者で構成される。
-2 代表、及び理事長は、理事の互選とする。

(運営理事会・事務局)

第9条 運営理事会は本アライアンスの運営をつかさどる。
-2 事務局は運営理事会の決定に基づく本アライアンスのマネジメントの庶務、会計、企画、対外契約他、本アライアンス運営に必要な常務を処理する。

(職務)

第10条 代表及び理事長は本アライアンスを代表し、その業務を総理する。
-2 代表又は、理事長に事故あるとき、又は代表又は理事長が欠けたときは、一方がその職務を

代行する。

- － 3 事務局長は事務局員を GSSC より選任をし、運営理事会の決定事項に則り、その庶務、会計、企画その他、本アライアンス運営に必要な常務を処理する。

(会員)

- 第 1 1 条 本アライアンス会員は本アライアンスの目的に賛同した法人とする。
- － 2 入会しようとするものは、運営理事会に入会を申し込み、承認を受ける。
 - － 3 本アライアンス会員の新規会員は、別途定める年会費を納入する。
 - － 4 本アライアンス会員は参加している期の活動計画、方針等に不服がある場合は活動計画や運営企画の策定段階であるか否かに関わらず、いつでも運営理事会を構成する役員に申し立てを行い、検討を依頼できる。
 - － 5 本アライアンス会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - 1) 退会届を提出したとき。
 - 2) 法人(企業)が消滅したとき。
 - 3) 会費を滞納したとき。
 - 4) 除名されたとき。
 - － 6 本アライアンス会員は運営理事会が定める退会届を運営理事会に提出して、任意に退会することが出来る。
 - － 7 但し、退会後も第 2 4 条の機密保持規定は 5 年間有効とする。
 - － 8 本アライアンス会員が次の各号の一つに該当する場合には、運営理事会の決議によりこれを除名することが出来る。
 - 1) この規約に違反したとき。
 - 2) 本アライアンスの名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたとき。
 - － 9 前項の規定により、本アライアンス会員を除名しようとする場合、議決の前に当該会員に弁明の機を与えなければならない。
 - － 1 0 既に納入した会費及び抛出金品は返還しない。
 - － 1 1 本アライアンスに参加している会員情報に関しては、必要に応じて本アライアンス内で共有する事はあるが、本アライアンスの外に出してはならない。

(アドバイザー)

- 第 1 2 条 運営理事会は、本アライアンスの目的を達成するためアドバイザーを指名し、本アライアンスに参加させることが出来る。
- － 2 アドバイザーは、運営委員会からの要求があれば、研究会の講演を行うか、講演者を推薦する事。

(アカデミア会員)

- 第 1 3 条 運営理事会は、本アライアンスの目的を達成するため大学及び公的研究機関の研究者をアカデミア会員として承認することが出来る。
- － 2 アカデミア会員は、無償で本アライアンスが主催するイベントに参加することが出来る。

第 3 章 報告書

(報告書の構成)

- 第 1 4 条 報告書は、本アライアンスの活動概要・会計の報告を含まなければならない。

(報告書の開示)

- 第 1 5 条 報告書は理事会の鑑査を受け、本アライアンス会員及び、アドバイザーに、少なくとも年 1 回開示しなければならない。

第4章 会費

第16条 本アライアンスの年間会費は20万円（消費税抜き）とする、但し2024年度に関しては15万円（消費税抜き）とする

－2 本アライアンス会員はGSSCから発行される請求書に基づき記載期日までに、請求書記載の口座に振込まなければならない。

－3 期の途中で入会する場合は、次の通りの減額年会費を支払う

期が1/2以上残る場合

全額

期が1/4以上2/4未満残る場合

半額

期が1/4未満しか残らない場合

次年度の全額を次年度開始までに支払う事とし、その期が終了するまでのイベントには会員として参加できるものとする

第5章 会計

（会計の原則）

第17条 本アライアンスの会計は、会社法に従って行われなければならない。

（事業年度）

第18条 本アライアンスの事業年度は、2024年度に関しては、2024年4月1日に始まり、12月31日に終わる、以降は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第19条 本アライアンスの事業計画及びこれに伴う収支予算は毎事業年度ごとにGSSCが作成し、運営理事会の承認を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第20条 本アライアンスの事業報告は、毎事業年度終了後、速やかにGSSCが作成し、運営理事会の監査承認を受け第14条の報告書の会計項目として会員及びアドバイザーに報告しなければならない。

第6章 技術・情報の取り扱い

（各会員の固有情報）

第21条 本アライアンス活動とは別に保有されていた各会員の固有の情報は、その会員に一切の権利が有る。

（成果物に関する権利）

第22条 本アライアンス活動内にて得られた知財権を含む成果物の取り扱い及び成果物に関する権利の帰属に関しては、運営理事会で立案し本アライアンス会員の半数以上の合意を得て立案事項を実行する。

（権利の共有）

第23条 本アライアンス活動で議論された技術・情報についての権利は本アライアンス会員に帰属するが、第21条は留保される。

（機密保持）

第24条第1項 本アライアンス活動において、機密と記載された情報及び試作品は機密として扱い、運営理事会および当該情報を開示した本アライアンス会員の同意なしにそれらを第三者に開示してはならない。ただし、以下の情報は除外される。

（1）公知・公用のもの

（2）開示された後、受領者の責めによらずに公知・公用となったもの

（3）開示された時、既に受領者が保有していたことを立証し得るもの

（4）正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく受領者が適法に入手した

もの

(5) 開示された後、開示された機密情報とは関係なく、受領者が独自に創出したことを立証し得るもの

- － 2 本アライアンス会員は、従業員に機密保持の義務を負わせる。
- － 3 機密保持の期間は、機密技術・情報を得た時点から原則5年とするが、機密の内容によって期間を延長又は短縮できる。

第7章

(解散)

第25条 運営理事会は、目的が達成された場合あるいは必要と認めた場合、委任状を含め会員の過半数の賛成による議決をもって、本アライアンスを解散し清算することができる。

- － 2 清算時の余剰金に関しては、経費を差し引いた全額を横浜国立大学及び大阪公立大学の基金に寄付する。

第8章 雑則

(協議)

第26条 本規約に定めのない事項又は本規約の規定の解釈に疑義を生じたときは、関係者が誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

附則

この規約は、2023年4月1日から施行する。

この規約は、2024年4月1日から施行する